

中間市子ども・子育て会議について

「子ども・子育て支援法」及び「こども基本法」に基づき、子ども・子育て支援制度に関する事業計画やこども計画の策定と変更、その進捗管理について、行政以外から幅広く意見を聴くための会議です。

保護者の方の意見を含む子ども・子育て支援の実情を踏まえた目標を設定し、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図ることを目的としています。

主な事務

子ども・子育て会議では、主に次のことを審議します。

- ①教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関すること。
- ②子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更等に関すること。
- ③こども基本法に基づく市町村こども計画の策定や変更、こども施策の実施状況について調査審議すること。